

2020年12月28日

各位

会社名 FRACTALE株式会社
 代表者名 代表取締役社長 堀江 聡寧
 (コード: 3750、東証第二部)
 問合せ先 経営企画部長 関本 秀貴
 (TEL. 03-5501-4100)

第三者割当による行使価額修正条項付第2回新株予約権（行使指定条項付）の発行に関するお知らせ

当社は、2020年12月28日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第2回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本新株予約権発行」といいます。）を決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

【本新株予約権に係る募集】

(1) 割 当 日	2021年1月13日
(2) 新株予約権の総数	15,000個
(3) 発 行 価 額	総額12,675,000円（本新株予約権1個につき845円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：1,500,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は1,022円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は1,500,000株です。
(5) 調達資金の額	1,928,675,000円（注1）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 1株当たり1,314円 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求に必要な事項の通知がなされた日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「東証終値」といいます。）の90%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、割当予定先である Japan International Partners LLC（注2）に全部を割当てる。
(8) そ の 他	当社は、割当予定先との間で、以下の内容を含む本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結する予定です。 ① 割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日（当日を含む。）から、原則として75取引日目の日（当日を含む。）までの期間（行使コミット期間）に、割当予定先が保有する本新株予約権合計3,700個を行使しなければならないこと。 ② 割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができること。

	<p>③ 割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと。</p> <p>また、本買取契約においては、下記「7. 割当先の選定理由等（6）ロックアップ」に記載しておりますとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められる予定です。</p>
--	---

(注) 1. 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使された場合と仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少する可能性があります。

2. Japan International Partners LLC は、米国において安定した資金を基にファンドを運営している Weiss Asset Management LP（以下「Weiss 社」といいます。）の関連会社である、Nippon Opportunity Management LLC が運用するファンドです。詳細は「7. 割当先の選定理由等（1）割当先の概要」をご参照ください。

2. 募集の目的及び理由

当社では、「医療やバイオ技術を活用して価値を創造するプラットフォームカンパニー」を目標に掲げ、メディカル事業とリアルアセット事業を展開しております。リアルアセット事業では保有する商業ビルにおいて安定した賃料収入が期待できる一方で、保有するホテルにおいては新型コロナウイルス感染症の感染拡大により宿泊、各種宴会の需要が低迷しております。今後においては、当社の強みでもあるメディカル事業で開設を予定している再生医療センターなどの医療プラットフォームをリアルアセット事業の中で展開していくことで、当社の中で展開する他の商業ビルやホテルから得られる賃料収入よりも収益力が高く差別化されたリアルアセット事業の基盤構築を目指しております。

また、メディカル事業においては、脂肪組織由来再生(幹)細胞を用いた再生医療に取り組むサイトリ・セラピューティクス株式会社（以下「サイトリ社」という。）を中心とした事業基盤の拡大を目指しております。当社は、サイトリ社を2019年4月に米国NASDAQ上場のバイオ企業であるCytori Therapeutics, Inc.（現社名 Plus Therapeutics, Inc.（住所：4200 Marathon Blvd, Suite 200 Austin, TX 78756 USA 代表者：Marc Hedrick））から投資事業有限責任組合経由で株式を取得して連結子会社化し、2020年7月には当社を株式交換完全親会社とする株式交換方式によりサイトリ社を完全子会社化しております。当社が「医療やバイオ技術を活用して価値を創造するプラットフォームカンパニー」としてグループ全体での企業価値を持続的に向上させるためには、メディカル事業の中心となるサイトリ社の中長期的な成長が不可欠であり、親会社である当社として積極的にサイトリ社に対して経営資源を投入していく考えにあります。

サイトリ社は、同社のプラットフォームで高度管理医療機器クラスⅢとして厚生労働省より承認を受けたセルジョンシステムを使って、成人患者自身の皮下脂肪組織から脂肪組織由来再生(幹)細胞「Adipose Derived Regenerative Cells (ADRC)」を1-2時間で採取する特許技術を有しております。

この脂肪組織由来再生(幹)細胞は、「血管新生」「免疫調整」「組織修復」といった基本的な機能を持ち、心筋、神経、骨、皮膚などの重要な組織の修復・再生を図ることができます。脂肪組織由来再生(幹)細胞を用いた再生医療は、様々な細胞に分化する幹細胞の特性故に多様な治療方法に応用することが可能なため、現在の医療技術・医薬品等では効果が薄く、根治が困難といわれる難病等に対する有効な治療法として注目されております。

サイトリ社では、この脂肪組織由来再生(幹)細胞を活用した再生医療を臨床研究のみならず実際の治療として患者さんに早期に提供することを使命と考え、国内ではこれまで、男性腹圧性尿失禁、肝硬変、慢性疼痛、乳房再建、重症虚血肢など複数の疾患領域において、臨床研究や実臨床を行なっております。世界中で猛威を

ふるう新型コロナウイルス感染（COVID-19）についても、肺の炎症を抑え、組織再生能力がある脂肪組織由来再生（幹）細胞を用いた治療を公的機関、医療機関と協議を開始し、実際の治療に向けた取り組みにつき検討を進めております。

これまでの主な実績として、2019年11月には、脂肪組織由来再生（幹）細胞を用いた男性腹圧性尿失禁の国内治験を終了させ、同年12月には厚生労働省に当該疾患に関する医療機器の製造販売承認申請を実施しました。また2020年3月には、脂肪組織由来再生（幹）細胞を用いた肝硬変治療の国内治験を終了させ、現在、製造販売承認申請の準備に取りかかっております。いずれも国内外でサイトリ社が初の成果であり、サイトリ社としては、脂肪組織由来再生（幹）細胞を用いて難病といわれる各疾患に対する安全性と有効性を示してきたこととなります。今後、厚生労働省より医療機器の製造販売承認が取得できた場合には、保険適用の申請手続きをし、保険収載及び発売に向けた準備を進めてまいります。

当社では、このようにサイトリ社の再生医療技術が実用化を迎えていくにあたり、当社グループが中長期的に成長するためにはサイトリ社の事業戦略として、第一に、脂肪組織由来再生（幹）細胞を用いた治療で保険適用となる疾患領域を継続的に拡大させることを目指す「治験パイプラインの更なる拡充」に加え、第二に、患者さんが再生医療を身近に早期に受けられる「再生医療プラットフォームの早期構築」と「再生医療費負担の軽減」が肝要であると考えております。

斯かる施策の実現の為には、継続的な資金調達が必要であり、またこれまで以上に当社とサイトリ社とが一体経営による迅速な意思決定が必要であると考えました。当社及びサイトリ社では、サイトリ社の新規株式公開による企業価値の実現の検討も行いましたが、その実現までに期間を要すること、親子上場に係わる潜在的な利益相反の可能性の排除による機動的且つ柔軟な経営体制の構築が困難となること、また株式上場を維持するために必要とする経費の負担もあること等に鑑みて、グループシナジーを効率的且つ最大限発揮できる手法として、当社によるサイトリ社の完全子会社化を2020年7月に進めることといたしました。

本件の資金調達の目的は、当社がサイトリ社と共に中長期的に成長するため、「治験パイプラインの更なる拡充」と「再生医療プラットフォームの早期構築」「再生医療費負担の軽減」を推進することを意図したものです。具体的には、サイトリ社の（1）脂肪組織由来再生（幹）細胞を用いた既存及び新規の疾患パイプラインの臨床試験及び臨床研究等の推進に係る費用、（2）脂肪組織由来再生（幹）細胞の保存・精製センターの設備投資及び運営費用、（3）セルーションシステムの日本国内での製造拠点の構築費用、（4）国内外の再生医療関連企業との業務資本提携資金に充当してまいります。なお、今回の資金調達による具体的使途及び支出予定時期につきましては下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

2021年3月期第2四半期連結累計期間（2020年4月1日～2020年9月30日）におきまして、メディカル事業では、医療機器として認可を受けたセルーション遠心分離器と高度管理医療機器クラスⅢとして認可を受けたセルセラピーキットを国内の医療機関や大学病院他へ積極的に販売してまいりました。また、リアルアセット事業では、保有物件の売却及び商業ビルの安定的な賃料収入が売上に貢献しましたが、当社グループ保有のホテルにおいては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い各種宴会のキャンセルに加え、自治体からの要請により旅行自粛による宿泊者の大幅な減少、レストラン等の臨時休業が影響を及ぼし、売上高は低調に推移いたしました。以上の結果、2021年3月期第2四半期連結累計期間における連結売上高は528,383千円、営業損失は566,279千円、経常損失は571,097千円、親会社株主に帰属する四半期純損失は119,808千円となりました。

当社は、2021年3月期第2四半期連結累計期間末の手元資金（現金及び預金）残高は1,084,528千円であり、収益基盤の安定化と今後の更なる成長性の獲得を図る上で、機動的な資金調達手段を確保しつつ、かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達が必要であると判断し、今回の新株予約権の発行を決定いたしました。また、今回の資金調達は、企業として新たなフェーズを迎えるにあたり当社の中長期的な企業価値を向上させ、既存株主の皆様の利益に資するものであると判断しております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に本新株予約権を割り当て、その行使が行われることによって当社の資本が増加する仕組みとなっております。当社は、既存株主の利益に配慮しながら、一層の事業拡大及び収益力向上のための必要資金を確保するにあたり、複数の資金調達方法を検討いたしました。その結果、第三者割当の方法による本新株予約権の発行が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、必要資金を早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計であることから、当社のニーズに合致しており、最も適した調達方法であるという結論に至りました。

(2) 資金調達方法の選択理由

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討していたところ、キャンターフィッツジェラルド証券株式会社（住所：東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂B i zタワー38階 日本における代表者：村田光央、以下「キャンターフィッツジェラルド証券」といいます。）を通じて Weiss Asset Management LP（住所：251 Little Falls Drive Wilmington DE 19808 USA 代表者：Andrew Weiss、以下「Weiss 社」といいます。）より本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの提案を受けました。同社より提案を受けた本スキームは、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができます。また、下記「(3) 本新株予約権の商品性 ①本新株予約権の構成及び②行使コミット条項に記載のとおり、原則として2021年5月6日までに、割当予定先に対して割当予定先が保有する本新株予約権合計3,700個の行使を義務付ける予定としており、当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。また、当社は、下記「(3) 本新株予約権の商品性」に記載のメリット及びデメリット並びに他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に必要な当面の資金を、原則として2021年5月6日までに本新株予約権合計3,700個が行使されることにより高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。なお、本スキームの提案を受けるにあたり、当社はキャンターフィッツジェラルド証券との間で報酬等の基本条件を定めた Engagement letter（合意書）を締結しております。

(3) 本新株予約権の商品性

① 本新株予約権の構成

- ・本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は1,500,000株です。
- ・割当予定先はその裁量により本新株予約権を行使することができます。但し、下記②に記載のとおり、本買取契約の規定により、原則として2021年5月6日までに、割当予定先に対して割当予定先が保有する本新株予約権合計3,700個の行使を義務付ける予定です。
- ・本新株予約権の行使価額は、当初1,314円（発行決議日の前取引日の東証終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とします。）ですが、本新株予約権が行使される都度、本新株予約権の行使請求に必要な事項の通知がなされた日の直前取引日の東証終値の90%に相当する価額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、行使価額は、下限行使価額である1,022円（発行決議日の前取引日の東証終値の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とします。）を下回って修正されることはありません。
- ・本新株予約権の行使期間は、割当日の翌取引日である2021年1月14日から2024年1月13日までの期間です。

当社は、当社と割当予定先との間で締結予定の本買取契約において、主に下記②及び③の内容について合意する予定です。

② 行使コミット条項

・割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日（当日を含む。）から、原則としてその75取引日目の日（当日を含む。）（以下「行使コミット期限」といいます。）までの期間（以下「行使コミット期間」といいます。）に、割当予定先が保有する本新株予約権合計3,700個を行使することを約します。

・行使コミット期間延長事由（以下に定義します。）が発生しないと仮定した場合、行使コミット期限は2021年5月6日（本新株予約権の払込期日の翌取引日から起算して75取引日目の日）であり、この期限までに行使コミット期間延長事由が発生した場合、下記のとおり、行使コミット期限は延長されることとなります。

・行使コミット期間中のいずれかの取引日において、①東証における当社普通株式の普通取引の価格が当該取引日において適用のある下限行使価額の111%を下回った場合（日中取引を含みます。）、②東証における当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限（ストップ高）又は下限（ストップ安）のまま終了した場合、③東証における当社普通株式の1日当たりの普通取引の売買高が50,000株を下回った場合、又は④当社普通株式の取引が東証により一時的に制限された場合（以下、上記①乃至④の事象を総称して、「行使コミット期間延長事由」といいます。）には、行使コミット期間が、行使コミット期間延長事由の継続日数分延長されます。

・行使コミット期間中において、当社普通株式が東証により取引が停止または著しく制限された場合（一時的なものを除きます。）、監理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、行使コミット期間は終了し、割当予定先は、本コミット条項に基づく新株予約権の行使義務を負わないものとします。

・割当予定先による本新株予約権の行使が制限超過行使（下記「7. 割当先の選定理由等（7）その他」で定義します。）に該当する場合、割当予定先は、本コミット条項に基づく新株予約権の行使義務を負わないものとします。

・割当予定先が本新株予約権を行使することにより割当予定先の議決権比率が9.99%を超えることとなる場合、割当予定先は、本コミット条項に基づく新株予約権の行使義務を負わないものとします。

・天災、戦争、テロ、暴動、労働争議その他の事由の発生により、本新株予約権の行使や本新株予約権の行使により取得した株式の東証での売却が物理的若しくは実務上不可能となった場合又は不可能であると合理的に予測される場合、割当予定先は、本コミット条項に基づく新株予約権の行使義務を負わないものとします。

・割当予定先が、合理的に、本新株予約権の行使により、適用のある法令若しくは規則、又は裁判所、行政機関若しくは自主規制機関の決定等に違反するおそれがあると判断する場合、割当予定先は、本コミット条項に基づく新株予約権の行使義務を負わないものとします。

③ 割当予定先による本新株予約権の取得の請求及び当社による本新株予約権の取得

割当予定先は、本新株予約権の割当日から2024年1月12日までの間に、当社普通株式の東証終値が10取引日（東証終値のない日を除く。）連続して下限行使価額を下回った場合、当社に対して通知（但し、当該通知は、当該10取引日の翌取引日から10取引日以内に行うものとします。）することにより、割当予定先が保有する本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権1個当たり845円で本新株予約権を取得するものとします。

当社は、本新株予約権の取得が必要であるとして、2022年1月14日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日（但し、当該通知の翌取引日から60取引日以降の日に限るものとします。）に、本新株予約権1個当たり845円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができます。また、当社は、2024年1月13日において、本新株予約権1個当たり845円の価額で、当該時点で残存する本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。

（本新株予約権のメリット）

① 短期間における確実な資金調達

本新株予約権3,700個（対象となる普通株式数370,000株）は、原則として75取引日以内に全部行使されます。

② 資本政策の柔軟性

将来的に本新株予約権による資金調達の実現性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、一定期間を除いて、本新株予約権の払込金額と同額で、残存する本新株予約権を別紙第14項記載の取得条項に従って取得することができます。

③ 過度な希薄化の抑制が可能なこと

本新株予約権の目的となる株式の総数は1,500,000株（発行決議日現在の発行済株式数8,663,419株の17.31%）と固定されており、株価動向にかかわらず本新株予約権の最大交付株式数が限定されております。行使価額が下方修正されても、希薄化が当初の想定以上に進むことはありません。

④ 株価への影響の軽減を図っていること

・本新株予約権の行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいと考えられます。

・下限行使価額が1,022円（発行決議日の前取引日の東証終値の70%の水準）に設定されており行使価額がかかる金額を下回ることはありません。

（本新株予約権の主な留意事項）

- ① 本新株予約権の下限行使価額は1,022円（発行決議日の前取引日の東証終値の70%の水準）に設定されており、株価水準によっては資金調達ができない可能性があります。
- ② 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ③ 当社株式の流動性が低下した場合には、資金調達完了までに時間を要する可能性があります。
- ④ 割当予定先が本新株予約権を行使することにより割当予定先の議決権比率が9.99%を超えることとなる場合、割当予定先は、本コミット条項に基づく新株予約権の行使義務を負わず、新株予約権の行使が進まない可能性があります。
- ⑤ 本新株予約権発行後、東証終値が10取引日（東証終値のない日を除く。）連続して下限行使価額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

（他の資金調達方法との比較）

① 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

② 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 第三者割当による新株式の発行

本新株予約権の対象となる当社普通株式の全ての株式分に相当する新株式の発行を第三者割当の方法により行う場合、一時に資金調達が可能とする反面、1株当たり利益の希薄化も一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。他方、今回の本新株予約権の発行の場合、既存株主の利益に配慮しつつ、当面の必要資金を確実に調達するとともに、中長期的な企業成長に応じた資金調達に期待ができることから、現時点では最適な資金調達方法であると判断いたしました。

④ 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は発行時点で必要額を確実に調達できるという観点ではメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすと共に、償還時点で多額の資金が将来的に必要となることと現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、修正条項付転換社債型新株予約権付社債は相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様利益になると考え、修正条項付転換社債型新株予約権付社債も今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑤ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

新株予約権の無償割当てによる資金調達手法であるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社は元引受契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノン・コミットメント型ライツ・オファリングがあります。コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、国内で実施された事例が少なく、ストラクチャーの検討や準備に相当の時間を要することから、今回の資金調達手法として適当でないと判断いたしました。また、ノン・コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であると考え、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑥ 借入・社債による資金調達

借入・社債により資金調達した場合、調達金額が負債となるため、自己資本の充実により財務体質を一層強固なものとし環境の変化に応じて機動的に資金を投入可能な体制を整えるという目的を達成することができず、財務戦略の柔軟性が低下することが考えられるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	1,983,675 千円
内訳	
本新株予約権の発行による調達額	12,675 千円
本新株予約権の行使による調達額	1,971,000 千円
発行諸費用の概算額	55,000 千円
差引手取概算額	1,928,675 千円

- (注) 1. 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使による調達額及び発行諸費用の概算額は減少する可能性があります。
2. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用、調査費用、変更登記費用、有価証券届出書作成費用、アレンジメント・フィー及び株式事務手数料の合計です。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な用途

本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計1,928,675千円となる予定であり、調達する資金の具体的な用途については、以下のとおり予定しています。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①脂肪組織由来再生(幹)細胞を用いた既存及び新規の疾患パイプラインの臨床試験及び臨床研究等の推進に係る費用	670	2021年1月～2023年12月
②脂肪組織由来再生(幹)細胞の保存・精製センターの設備投資及び運営費用	365	2021年4月～2023年12月
③セルーションシステムの日本国内での製造拠点の構築費用	193	2021年1月～2023年12月
④国内外の再生医療関連企業との業務資本提携資金	700	2021年4月～2022年12月

(注) 本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本買取契約において本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として75取引日以内に合計3,700個の本新株予約権を行使することをコミットしていますが、かかる行使コミット期限は本新株予約権の発行日の翌日以降の行使コミット期間延長事由の発生に伴い延長されるものとされていることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。

なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

① 脂肪組織由来再生(幹)細胞を用いた既存及び新規の疾患パイプラインの臨床試験及び臨床研究等の推進に係る費用

サイトリ社では、既存パイプラインにおいては、男性腹圧性尿失禁の国内治験を終了させ製造販売承認の申請中であり、肝硬変治療でも国内治験を終了させ製造販売承認の申請準備中であり、癒着防止吸収性バリア「Cyt-004」の治験は継続して実施しております。何れも保険収載を目指しており、発生する費用 200 百万円については今回の資金調達における資金を充当いたします。また、新規パイプラインとして新たに3つの疾患について2021年度より臨床試験の準備に入る計画があり、発生する費用 470 百万円については今回の資金調達における資金を充当いたします。

② 脂肪組織由来再生(幹)細胞の保存・精製センターの設備投資及び運営費用

サイトリ社では、「再生医療プラットフォームの早期構築」「再生医療費負担の軽減」を推進していくため、脂肪組織由来再生(幹)細胞の保存・精製を目的とした再生医療センターの開設の検討を進めております。発生する設備投資費用及び運営費用 365 百万円については今回の資金調達における資金を充当いたします。

③ セルーションシステムの日本国内での製造拠点の構築費用

サイトリ社では、「再生医療費負担の軽減」を推進していくため、現在米国にて製造しているセルーションシステムの製造拠点を日本に移管することを検討しております。発生する設備投資費用及び開発費用等 193 百万円については今回の資金調達における資金を充当いたします。

④ 国内外の再生医療関連企業との業務資本提携資金

サイトリ社では、常に中長期的な視点に立ち、収益性と成長性を兼ね備えた再生医療企業へと成長を図るため、新パイプライン候補品のライセンス権利取得に向けて探索評価を継続して実施しており、常時、複数のライセンス候補案件を検討しております。そのような新パイプライン候補品のライセンス権利取得にあたって候補品保有企業との間で業務資本提携を想定しており、必要とされる一時金としては、当社の過去の経験から一件当たり 500～700 百万円が想定され、案件の具体化により相手方との交渉に即時に臨むことができるよう今後2022年12月までの1案件に相当する金額を算入しております。

上記資金使途は、2023年12月までの資金使途の内訳を記載したのですが、①脂肪組織由来再生(幹)細胞を用いた既存及び新規の疾患パイプラインの臨床試験及び臨床研究等の推進に係る費用と②脂肪組織由来再生

(幹)細胞の保存・精製センターの設備投資及び運営費用と③セルレーションシステムの日本国内での製造拠点の構築費用は、継続して発生するため今回調達した資金を優先的に漸次充当します。

一方で、④国内外の再生医療関連企業との業務資本提携資金は、相手方と合意に至るタイミングで調達した資金をまず充当し、予定調達金額を超える部分は自己資金で充当することになります。なお、資金調達額や調達時期は本資金調達の進捗状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその内訳については変更される可能性があります。また、株価や出来高等によっては本資金調達の全部又は一部が実行されない可能性を含んでおります。このように本資金調達によって十分な資金を調達することができなかつた場合には、別途の手段による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。資金使途及びその内訳の変更や別途の資金調達の実施、事業計画の見直しを行った場合、その都度、速やかに開示を行います。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記2.「募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社収益の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。したがって、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（東京都港区元赤坂一丁目1番8号 代表者：黒崎 知岳）に依頼しました。当該算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうち、モンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率、割当予定先の権利行使行動等についての一定の前提(割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように行使期間に渡り一定数量の本新株予約権の権利行使を行うこと、割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト並びに本新株予約権の発行コストが発生することを含みます。)を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との協議を経て、本新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価額と同額である845円としました。また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日（2020年12月25日）の当社普通株式の東証終値1,460円を参考として、当初1,314円（10.0%のディスカウント）としました。

本新株予約権の払込金額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額であるため、本新株予約権の払込金額は、特に有利な金額ではなく、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会から、本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の発行要項の内容及び上記算定根拠に照らした結果、本新株予約権の評価額と同額であることから、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の全てが行使された場合における交付株式数は1,500,000株（議決権数は15,000個）で、発行決議日現在の当社発行済株式総数に対する比率は17.31%、発行決議日現在の当社議決権総数に対する比率は17.40%であります。したがって、本資金調達による希薄化の割合は最大で17.31%（議決権における割合

は、総議決権の17.40%)であります。

なお、当社は第1回新株予約権合計228,360個を当社の取締役1名に対して発行しております。これは、サイトリ社にて2020年3月23日を割当日としてサイトリ社の取締役1名に対して新株予約権220個を発行していたところ、2020年7月7日に当社とサイトリ社との間で株式交換を実施した際、サイトリ社新株予約権1個につき当社新株予約権1,038個の割合をもって割り当てたことに伴って交付されたものであります。発行決議日現在において、当社第1回新株予約権は全て未行使となっております。当社第1回新株予約権の全てが行使された場合における交付株式数は228,360株(議決権数は2,283個)で、発行決議日現在の当社発行済株式総数に対する比率は2.63%、発行決議日現在の当社議決権総数に対する比率は2.65%であります。したがって、当社第1回新株予約権の全てが行使された場合を考慮しても、本資金調達と合わせた希薄化の割合は最大で19.95%(議決権における割合は、総議決権の20.05%)であります。しかしながら、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由(3) 本新株予約権の商品性」に記載のとおり、本新株予約権には過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっており、また、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当する予定であり、これは当社の企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと考えております。なお、本新株予約権の行使により増加する議決権の総数15,000個は、当社第1回新株予約権の行使により増加する議決権の総数2,283個と合算しても、2020年12月28日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満であり、支配株主の異動を伴うものでもないこと(本新株予約権の全てが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東証の有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続は要しません。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	Japan International Partners LLC	
(2) 所 在 地	251 Little Falls Drive, Wilmington, Delaware 19808-1674 USA	
(3) 設 立 根 拠 等	Delaware Limited Liability Company	
(4) 組 成 目 的	投資業	
(5) 組 成 日	2017年2月14日	
(6) 出 資 の 総 額	100米ドル Initial Contribution	
(7) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	Brookdale Aggregate Holdings LLC 100%	
(8) 業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名 称	Nippon Opportunity Management LLC
	所 在 地	251 Little Falls Drive, Wilmington, Delaware 19808-1674 USA
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	Andrew Weiss, Paul Sherman
	事 業 内 容	資産運用
	資 本 金	100米ドル Initial Contribution
(9) 国 内 代 理 人 の 概 要	名 称	該当事項なし
	所 在 地	該当事項なし
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	該当事項なし
	事 業 内 容	該当事項なし
	資 本 金	該当事項なし
(10) 上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド	該当事項なし

	との間の関係	
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	該当事項なし

(注) 当社は、Japan International Partners LLC、Nippon Opportunity Management LLC、Brookdale Aggregate Holdings LLC、Weiss 社並びに Weiss 社の CEO 及びその役員について、反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ（東京都港区赤坂2丁目16番6号代表取締役 羽田寿次）に調査を依頼しました。その結果、反社会的勢力との関わりを示す情報などはなく、反社会的勢力との関係を有するものではないと判断される旨の調査報告書を受領しております。以上のことから、当社は割当予定先、当該割当予定先の役員又は主な出資者が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東証に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、今回の資金調達にあたり、公募増資、金融機関からの借入れ等の各資金調達方法について、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり検討いたしました。そのような中で、当社の資本政策について議論を行ってきたキャンターフィッツジェラルド証券に対し、2020年10月に当社より資金ニーズを具体的に伝えたところ、リスク許容力が高く、当社の資金ニーズを充足する上で柔軟に投資手法を検討できると考えられる海外機関投資家に対する割当を通じて、資金調達を実現する方法について提案を受けました。そして、キャンターフィッツジェラルド証券が、高い投資判断能力とリスク許容力を有すると見込まれる投資家として選定した海外機関投資家の内、当社の経営環境・今後の事業方針等を十分に理解し、且つ当社が必要とする金額を調達する上で、当社にとって最も望ましいと考えられる条件を提示出来る可能性が高い機関投資家として、Weiss 社の紹介を受けました。

その後、Weiss 社に対し当社の経営環境・今後の事業方針及び資金需要を伝えたところ、Weiss 社より具体的な提案として当社の資金ニーズに沿う本資金調達提案を受けた次第です。

また、当社が Weiss 社に対しヒアリング及び資料を通じて確認したところ、Weiss 社及びその関連会社は、①米国の経済学者である Andrew Weiss 氏が創業し、現在も CEO を務めていることが背景としてある中で、学術的な投資理論を重視し、精緻な企業分析を行った上で投資を行うことを標榜しております。また、②米国の大学基金や寄付基金、年金基金等の安定した資金を基にファンドを運営していることから、短期的な業績動向だけではなく、中長期的な事業戦略の方向性を評価した上で投資を検討可能であり、③バイオ・ヘルスケア領域を投資における重点分野の一つと位置付けており、成長性が高いバイオ・ヘルスケア関連企業に対する投資意欲が強い中で、当社のメディカル事業へ高い評価をしており、④投資先と良好な関係を構築しながら経営には関与せず、中長期的に投資先の株主価値最大化を金融面から支援していく方針である旨の表明を口頭で受けており、Weiss 社の関連会社であり、Weiss 社と同一の保有者により支配される Nippon Opportunity Management LLC が運用する Japan International Partners LLC が投資ビークルとして機能していることから Japan International Partners LLC が本件の割当先として適切であると判断いたしました。そして、これまでに他社から提案を受けた新株予約権による資金調達手法の内容を考慮しつつ、当社内において協議・比較検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断しました。以上の理由から本資金調達提案を採用し、Japan International Partners LLC を割当予定先とすることを決定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託の取り決めはありません。なお、本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資である旨、口頭で確認しております。当社役員と割当予定先の担当者との協議において、本新株予約権の行使により取得する当社株式については、割当予定先が市場売却等の方法により、市場の状況等を勘案し、株価への悪影響を極力排除する様に努めることを前提に適宜売却する可能性がある旨を口頭にて確認しております。

本新株予約権は、振替新株予約権であるため、本新株予約権の発行要項には譲渡制限について規定されておりませんが、本買取契約において、割当予定先は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡することはできない旨を定める予定です。割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する予定はなく、本新株予約権の行使が完了するまでの間は、保有する方針であることを口頭で確認しております。当社取締役会が事前に譲渡承認を行う場合、前記（１）割当先の概要の注記及び後記（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容に記載のと同様に、本人確認及び反社会的勢力と関係を有していないこと、譲渡先について本新株予約権の行使に要する資金の保有状況を確認したうえで、承認を行うこととします。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

Japan International Partners LLC に対する Brookdale International Partners, L.P.（住所：80 State Street, Albany, NY 12207、Manager：Weiss Asset Management LP）及び Brookdale Global Opportunity Fund（住所：39 Market Street #3205, 2nd Floor, Gardenia Court, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003, Cayman Islands、Manager：Weiss Asset Management LP）（Brookdale International Partners, L.P. と Brookdale Global Opportunity Fund（以下総称して「当該ファンド」といいます。）は Japan International Partners LLC の出資者である Brookdale Aggregate Holdings LLC の出資者となっております。）より提出された資金提供を確約する「エクイティ・コミットメントレター」及び当該ファンドの資力の確認として 2019 年 12 月期の KPMG 監査済み財務書類を受領しました。当社は、当該ファンドのアカウントにおける日々の入出金の金額について 2020 年 6 月 22 日から 6 月 24 日までの間の口座現金残高証明書及び 2020 年 11 月 17 日から 11 月 19 日までの間の口座現金残高証明書を確認することにより、当該ファンドが本件払込みに十分な額の資金を運用していること、並びに当該ファンドが Japan International Partners LLC に対し本件払込みに必要な資金を出資する旨を確約していることを確認しました。

したがって、本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

（５）株券貸借に関する契約

当社及び当社の役員・大株主と割当予定先との間において、当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

（６）ロックアップ

- ① 当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から払込期日後 180 日間を経過するまでの期間中（但し、割当予定先が本新株予約権を保有している期間中に限るものとします。）、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を受領する権利を表章する証券の発行等（但し、本新株予約権の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の交付、発行済株式数（完全希薄化ベース）の 5% 以下の当社普通株式の発行及び処分、株式分割又は株主割当による当社普通株式の発行、株主への新株予約権無償割当及び当該新株予約権の行使による当社普通株式の交付、当社又は当社の子会社等の取締役等への譲渡制限付株式及びストック・オプション等の付与（但し、当該譲渡制限付株式の数及び当該ストック・オプション等が行使された場合に交付される当社普通株式の合計の数は、発行済みの当社新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数と合わせて発行済株式数の 5% 以下（当該譲渡制限付株式のうち当社により無償取得されたもの並びに当該ストック・オプション等のうち行使がなされず消滅したものを除きます。）とします。）及び当該ストック・オプション等の行使による当社普通株式の交付、その他日本法上の要請による場合等を除きます。）を行わない旨を合意する予定です。
- ② 当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から割当予定先が本新株予約権を保有している期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、その保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等であって、(A) 当該証券等の最初の発行後、又は (B) 当社の事業若しくは当社普通株式の取引市場に関連する事由の発生に

より、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額又は転換価額が当社普通株式の株価に連動して調整されるものの発行を行わない旨を合意する予定です。

- ③ 当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から割当予定先が本新株予約権を保有している期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、本新株予約権の下限行使価額の120%を下回る払込金額による当社普通株式の発行又は処分、及びその保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等で、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額又は転換価額等が本新株予約権の下限行使価額を下回るものの発行又は処分を行わない旨を合意する予定です。
- ④ 当社は、割当予定先の承諾を得て上記①乃至③の発行等を行う場合で、割当予定先が要求した場合、上記①乃至③の発行等を行う証券等のうち、当該承諾が得られた時点における(i) (a)割当予定先が保有する当社普通株式数と(b)割当予定先が保有する本新株予約権が完全に行使された場合に交付される当社普通株式の数の合計の、(ii) (a)発行済み当社普通株式数（自己株式を除きます。）と(b)残存する本新株予約権及びその他の保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等が完全に行使された場合に交付される当社普通株式の数の合計に対する割合分について、他の相手方に対するものと同様の条件で割当予定先に対しても発行等を行う旨を合意する予定です。
- ⑤ 当社は、本買取契約において、本新株予約権の行使期間内に、当社が銀行借入以外の追加又は代替的な資金調達を実施することを決めた場合(ただし、当社事業とシナジー効果のある事業者との間で、戦略的取引の一環として行われる株式等の発行及び譲渡等を除きます。)、割当予定先に意向を通知し、誠実に資金調達条件について協議し、他の投資家に提案するよりも不利でない条件を提案しなくてはならない等の優先交渉権を付与する旨を合意する予定です。

(7) その他

当社は、割当予定先との間で本新株予約権の募集に関し締結予定の本買取契約において、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (3) 本新株予約権の商品性」②及び③に記載の内容以外に、下記の内容について合意する予定です。

<割当予定先による行使制限措置>

- ① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせないものとします。
- ② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。
- ③ 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。

8. 大株主及び持株比率

(2020年9月30日現在)	
アクア戦略投資事業有限責任組合	50.72%
GMOクリック証券株式会社	5.24%
CytoriMBO有限責任事業組合	4.32%
窪田 芳郎	4.08%

堀江 聡寧	3.05%
A C A株式会社	2.87%
エイチ・エス証券株式会社	2.37%
松井証券株式会社	2.24%
橋本 こずえ	2.21%
榎本 英治	2.03%

(注) 1. 持株比率は、2020年9月30日時点の株主名簿に基づき記載しております。

2. 割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、割当後の持株比率の記載はしていません。

9. 今後の見通し

本件が2021年3月期の当社連結業績に与える影響は軽微であると見込んでおりますが、開示すべき事項が今後発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

なお、今回の資金調達は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化につながるものと考えております。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
連結売上高	522百万円	1,924百万円	1,180百万円
連結営業利益	130百万円	293百万円	△129百万円
連結経常利益	127百万円	204百万円	△185百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	449百万円	592百万円	319百万円
1株当たり連結当期純利益	66.25円	88.30円	47.58円
1株当たり配当金	10.00円	20.00円	10.00円
1株当たり連結純資産	458.09円	536.39円	568.06円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2020年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	8,663,419株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
始 値	1,452 円	457 円	462 円
高 値	2,878 円	641 円	1,541 円
安 値	433 円	292 円	408 円
終 値	458 円	449 円	948 円

② 最近6か月間の状況

	2020年 7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	1,571 円	1,500 円	1,439 円	1,477 円	1,471 円	1,486 円
高 値	1,586 円	1,576 円	1,508 円	1,726 円	1,677 円	1,540 円
安 値	1,361 円	1,364 円	1,344 円	1,361 円	1,421 円	1,299 円
終 値	1,500 円	1,431 円	1,486 円	1,479 円	1,484 円	1,460 円

(注) 2020年12月の状況につきましては、2020年12月25日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2020年12月25日
始 値	1,467 円
高 値	1,470 円
安 値	1,460 円
終 値	1,460 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

以 上

FRACTALE株式会社 第2回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

FRACTALE株式会社 第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2021年1月13日

3. 割当日

2021年1月13日

4. 払込期日

2021年1月13日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、15,000個の本新株予約権をJapan International Partners LLCに割当てて。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式1,500,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする）。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×当該株式分割又は株式併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合、当該株式分割の基準日の翌日（基準日の定めがないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

その他、本新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的となる株式の数を適宜調整するものとする。

7. 本新株予約権の総数

15,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

金845円（本新株予約権の目的である株式1株当たり8.45円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,314円とする。

10. 行使価額の修正

第16項第(1)号に定める本新株予約権の行使請求に必要な事項の通知がなされた日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日に係る修正後の行使価額が1,022円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更

を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

（２）行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第（４）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換若しくは合併により当社普通株式を交付する場合を除く。また、当社若しくはその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員若しくは使用人に譲渡制限付株式報酬として当社普通株式が交付される場合（以下、「譲渡制限付株式報酬」という。）には、当該交付の結果、（i）本新株予約権の発行後において譲渡制限付株式報酬として下記第（４）号②に定める時価を下回る払込金額をもって交付される当社普通株式の累計数及び（ii）当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合（以下、「ストックオプション」という。）、下記第（４）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できるストックオプションとして、本新株予約権の発行後において発行される新株予約権について全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社普通株式数（本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割、株式併合又は無償割当てが行われた場合には、当該株式数は適切に調整されるものとする。以下本号③において同じ。）の10%を超えることとなる場合に限る。なお、かかる累計数の合計の割合が10%を超える交付が行われた場合、当該交付に係る調整に際しては、10%を超える交付部分のみを考慮するものとする。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第（４）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第（４）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、ストックオプションとして新株予約権を発行する場合には、当該発行の結果、（i）本新株予約権の発行後において譲渡制限付株式報酬として下記第（４）号②に定める時価を下回る払込金額をもって交付される当社普通株式の累計数及び（ii）下記第（４）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できるストックオプションとして、本新株予約権の発行後において発行される新株予約権について全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社普通株式数の10%を超えることとなる場合に限る。なお、かかる累計数の合計の割合が10%を超える発行が行われた場合、当該発行に係る調整に際しては、10%を超える交付部分のみを考慮するものとする。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降又は（無償割当の場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、本号③により既に行使価額が調整されたものを除く。）

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

(３) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(４) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第（２）号⑤の場合は基準日）に先立つ４５取引日目に始まる３０取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第（２）号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(５) 上記第（２）号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(６) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第（２）号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2021年1月14日から2024年1月13日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(１) 当社は、本新株予約権の取得が必要であるとして、2022年1月14日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり845円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。

(２) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組

織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、会社法 273 条の規定に従って通知をした上で、本新株予約権 1 個当たり 845 円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(3) 当社は、2024 年 1 月 13 日において、本新株予約権 1 個当たり 845 円の価額で、当該時点で残存する本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 845 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとする。

19. 行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行新富町支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

23. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を停止条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。